

くらしの安心情報

情報ファイル NO.128

平成 25 年 3 月 11 日

貴金属の買い取り業者の訪問があり、アクセサリーを売ってしまいました。解約して、返して欲しいのですが、クーリング・オフできるでしょうか...

相談内容

【相談者 60代 女性】

昨日、自宅に突然、貴金属の買い取り業者が訪問し「不要な貴金属を高く買い取りますよ」と言われたので、使用していないアクセサリーを売りました。後からよく考えてみると、買い取り価格が安くて納得出来ないので、解約して、引き渡してしまったアクセサリーを返して欲しいのですが、クーリング・オフできるでしょうか...

対処方法

平成 25 年 2 月 21 日より、訪問購入についてもクーリング・オフが導入され、今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて 8 日以内であれば無条件で契約解除ができるようになりました。また、クーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができます。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ期間内なので、文書で解約通知を出しアクセサリーの返品を求めるよう助言しました。
- ・ なお、次の物品*及び消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合などの一部の取引態様は規制の対象となりません。
*自動車(2輪のものを除く。)、家具、家電(携行が容易なものを除く。)、本、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券
- ・ トラブルに巻き込まれないためには、訪問業者の「高く買い取る」といったセールストークに惑わされず、売りにたくないときはきっぱりと断りましょう。また、契約した場合も、物品をその場で引き渡す必要はありません。
- ・ 万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。
- ・ 法改正の詳細は消費者庁 <http://www.caa.go.jp/trade/index.html> をご覧ください。(訪問購入に関するリーフレットは http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130218legal_2.pdf をご覧ください。)

高く買い取りますよ!



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890